

フィリピンによる日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、フィリピン向けに輸出される福島・茨城県産の牛肉、野菜・果実、植物、種苗等及び福島・茨城・栃木・群馬県産の水産物については放射性物質検査報告書、これら以外の都道府県産品については産地証明書が求められていましたが、フィリピン政府から、当該規制を 1 月 8 日付けで撤廃した旨が日本政府に通知されましたので、お知らせいたします。

これにより、福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制を設けている国・地域の数は事故後の 54 から 20 に減少しました。

上記規制の撤廃を含む諸外国・地域の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_200108.pdf

「諸外国・地域の規制措置（令和 2 年 1 月 8 日現在）」

（参考 1）撤廃前のフィリピンによる日本産食品の輸入規制の概要

対象品目	対象地域	規制内容
水産物	福島、茨城、栃木、群馬（4 県）	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求
	4 県以外	産地証明書を要求
牛肉、野菜・果実、植物、種苗等	福島、茨城（2 県）	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求
	2 県以外	産地証明書を要求

（参考 2）2018 年のフィリピン向け食品・農林水産物の輸出額

165 億円（合板、さば、製材、ソース混合調味料他）、世界第 9 位

出典：財務省貿易統計

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：森井、白勢
代表：03-3502-8111（内線 4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475